くしろ家畜衛生

第97号
（平成３０年１月号）

北海道釧路家畜保健衛生所
♪ホームページアドレス♪
http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/index.htm

〒０８４－０９１７
釧路市大楽毛１２７番地の１
電　話　０１５４－５７－８７７５
ＦＡＸ　０１５４－５７－６１２５

高病原性鳥インフルエンザが香川県の養鶏場で発生
侵入防止対策は万全ですか？

１月11日に、香川県さぬき市の養鶏場で今季初の高病原性鳥インフルエンザ（H5N6亜型）が発生し、本病の防疫指針に基づき、当該農場及び疫学関連農場で飼養されていた肉用鶏計約9万羽が殺処分されました。

また、野鳥からは、島根県や東京都で、高病原性鳥インフルエンザ検出事例（全てH5N6亜型）が８件報告されています（1月17日現在）。今後、気温の変動等に伴い、渡り鳥を含む野鳥が国内を移動することが考えらます。野鳥や小型野生動物は本病ウイルスを保持している可能性がありますので、鶏舎内への侵入防止対策を徹底しましょう！！

＜野鳥・小型野生動物の鶏舎への侵入防止対策優良事例＞

漁網やネット等を活用した侵入防止対策

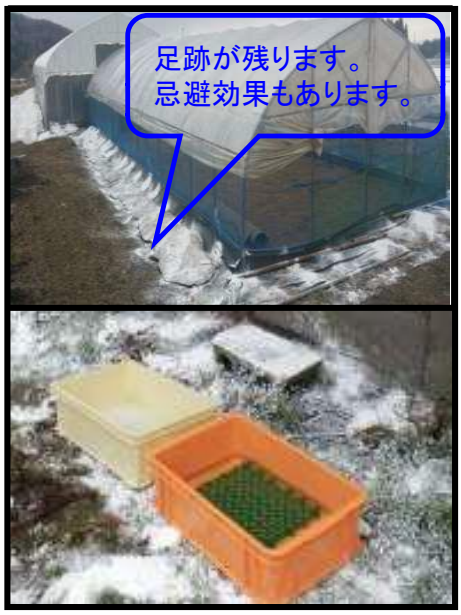

消石灰散布や消毒槽設置による消毒の徹底

寒冷対策を兼ね、シートを張った侵入防止対策

海外悪性伝染病と侵入防止対策について

◆口蹄疫とアフリカ豚コレラの発生状況について

＜口蹄疫＞

国内では平成22年の宮崎県での発生後、本病の発生はありません。しかし、昨年も中国、韓国、モンゴルで本病の発生があり、近隣諸国で未だ継続的に発生が見られます。

釧路管内には、これらの国々からの観光客が多く、これから春節を迎え口蹄疫ウイルスの侵入リスクが一層高まっています！

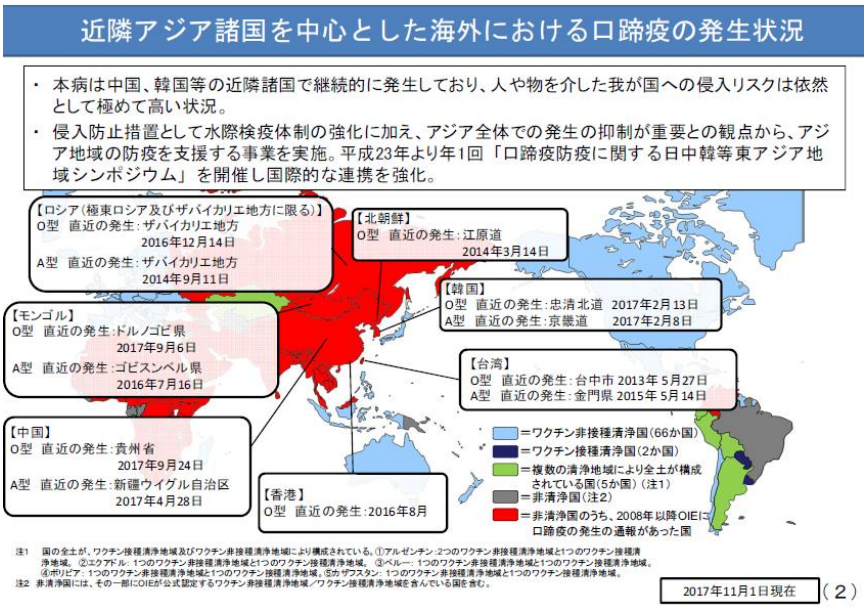

～農林水産省ホームページより抜粋～

＜アフリカ豚コレラ＞

アフリカ豚コレラとは？

高い致死率を示すこともある、発熱と全身の出血性病変を主徴とする豚の伝染病です。もともとアフリカ大陸でのみ発生していましたが、2007年に船舶の汚染厨芥が原因で黒海沿岸に飛び火しました。以降、いのしし等の野生動物を介して、ヨーロッパ、ロシアへ急速に感染域を拡大し、わが国を含むアジアへの侵入リスクが高まっています！

【病原体】アフリカ豚コレラウイルス
【宿　主】豚、いのしし
【分　布】アフリカの他、右図のとおり。
　　日本での発生はありません。
【症　状】発熱、皮膚の出血、チアノーゼ
　　など豚コレラに酷似。
【予　防】有効なワクチンなし
【治　療】有効な治療法なし
　　⇒対策は感染畜の淘汰

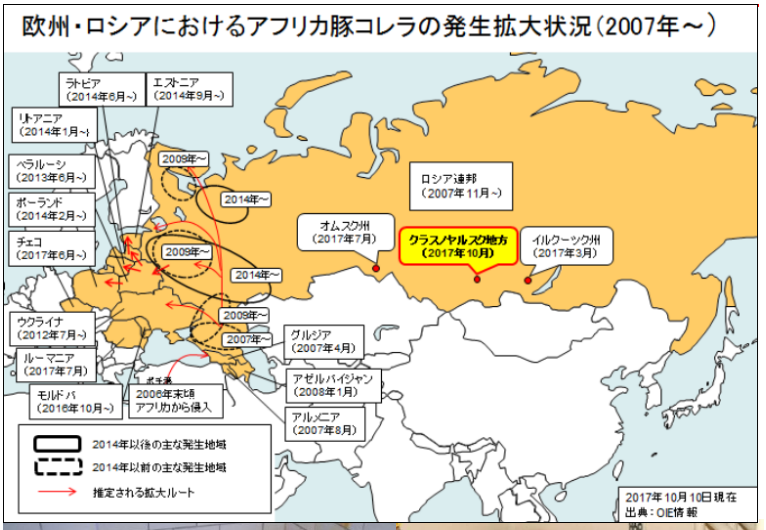

～農林水産省ホームページより抜粋～

次ページに続く ⇨

◆海外悪性伝染病の侵入防止対策について

口蹄疫、豚コレラやアフリカ豚コレラ等の侵入防止対策は全て同じです。飼養衛生管理の徹底をお願いします。

- ✓ 関係者以外の人（入国一週間以内の海外渡航者）や車両を衛生管理区域に入れない。
- ✓ 衛生管理区域に入る際の、靴や持ち込む物の消毒の徹底。
- ✓ 畜産関係車など、農場に入る車両（タイヤや運転席）の消毒。

  ⇒立入り禁止看板、石灰帯、踏込消毒槽設置の確認、徹底！
- ✓ 海外から肉製品は持ち込まない、また、加熱していない食品残渣を家畜に与えない。

飼養家畜に異状を認めた場合は、すぐに獣医師または家畜保健衛生所に連絡しましょう

釧路総合振興局家畜伝染病防疫演習を開催

平成29年８月３日（木）、標茶町コンベンションホールうぃずにおいて、平成２９年度釧路総合振興局家畜伝染病防疫演習を開催し、管内関係機関を中心に６５名が参加しました。今回の防疫演習では、口蹄疫と高病原性鳥インフルエンザの机上演習と、北海道警察釧路方面本部の警察官を講師に招き、発生時の消毒ポイントにおける作業について演習しました。参加者は、動力噴霧器による車両消毒、車両誘導や聞取り作業・消毒証明書の発行などの実技訓練に積極的に取り組んでいました。参加者の中には、昨季の十勝での高病原性鳥インフルエンザ防疫従事者もおり、それぞれ他の参加者へ伝達を行っていました。

机上演習

聞取り作業

車両消毒

北海道高病原性鳥インフルエンザ防疫訓練実施の報告

昨年11月21日（木）、平成29年度北海道高病原性鳥インフルエンザ防疫訓練が札幌市と北広島市内の計３ヵ所で同時に開催されました。道内で本病が発生した場合の迅速な防疫対応のため、関係機関、関係団体、北海道警察、北海道職員等、約250名が参加し訓練に励みました。

北海道庁では、本庁・石狩振興局指揮室を設置して現地との連絡調整や後方支援訓練を、北広島市総合体育館では、現地指揮室を設置して指揮室との連絡調整や防疫作業員の健康調査、防疫衣着脱訓練を、北広島市防災センターでは、鶏模型を用いた殺処分訓練等を実施しました。

牛 ウイルス性 下痢 ・ 粘膜 病　と　検査材料について
Bovine Viral Diarrhea Mucosal Disease（BVD・MD）

＜BVD・MDについて＞

牛ウイルス性下痢・粘膜病（BVD・MD）は、その名の通り、牛ウイルス性下痢ウイルス（BVDV）が原因となり、多くは子牛や育成牛の呼吸器病や下痢症が見られます。

しかし、妊娠中にこのウイルスに感染した場合、胎齢によって流産、奇形などの異常産や、BVDVの持続感染牛（PI牛）の娩出を引き起こします。持続感染牛（PI牛）は、胎子の免疫系臓器が形成される前にウイルス感染が起きたため、BVDVを自己と判断してしまい、BVDVに対する免疫反応が起こらない状態になっています。そのため、一生体内でBVDVを増殖させ、尿や鼻汁、糞便などから排出し続けます。

＜検査材料について＞

さて、家畜保健衛生所の病性検定でBVD・MDが見つかるのは、主に次の4つケースです。

① 呼吸器病・下痢原因　　② 流産原因

③ 発育不良の原因　　④ 持続感染牛（PI牛）摘発のための同居牛検査

検査材料は、①呼吸器病や下痢原因の場合は鼻汁や糞便を、②流産の場合は胎子と胎盤を、③発育不良や、④持続感染牛（PI牛）の摘発を目的とした場合は血液を使用します。

ところで、血液と言っても、採血した血液を入れる真空採血管によって、保存される状態が変わります。プレーン管と言われる採血管に入れると、血液中の液性成分である血清が分離され、赤血球や白血球は固まってしまいます。一方EDTA管に入れると、血液が固まらないので、赤血球や白血球を壊さずに取り出すことができます。採血管には他にもヘパリン入り、フッ化ナトリウム入りなどもあります。BVD・MDの検査では、血清と白血

血清だけでも検査はできますが、移行抗体が残っている6か月齢未満の子牛の場合は、血清中で移行抗体とウイルスが相殺するため、BVDVの検出率が下がることがあります。そのため、EDTA管に入れた血液の搬入もお願いします。

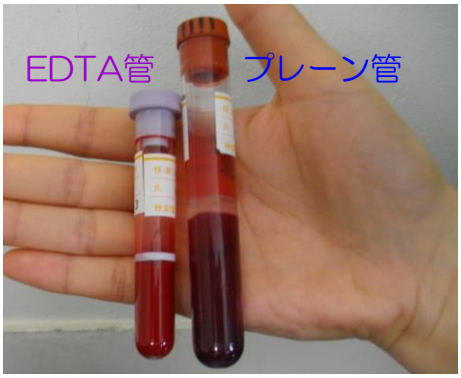

BVD・MDや検査について、不明な点があれば、家畜保健衛生所にお問い合わせください。

平成29年次監視伝染病発生状況（抜粋）

法定伝染病

表中の数字は頭数（疑似患畜及び疑症は含まない）

病名	動物	管内	道内	全国
		1～12月	1～12月	1～7月
ヨーネ病	牛	46	713	459
高病原性鳥インフルエンザ	鶏			33
腐蛆病	蜜蜂		1	19

届出伝染病

病名	動物	管内	道内	全国
牛ウイルス性下痢・粘膜病	牛	76	261	406
牛伝染性鼻気管炎	牛		7	648
牛白血病	牛	40	603	3,125
牛丘疹性口炎	牛	1	1	7
破傷風	牛	4	8	
サルモネラ症	牛	4	37	156
ネオスポラ症	牛	1	4	9
馬鼻肺炎	馬		27	59
豚繁殖・呼吸器障害症候群	豚			33
豚流行性下痢	豚			10,697
豚丹毒	豚		117	1,073
豚赤痢	豚			91
マレック病	鶏			584
伝染性気管支炎	鶏			428

定期報告を提出しましょう！

家畜伝染病予防法第12条の4に基づき、飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、毎年2月1日時点の家畜の頭羽数と飼養衛生管理状況について、都道府県知事に報告することになっています。定期報告は速やかに市町村畜産担当あてに提出してください。

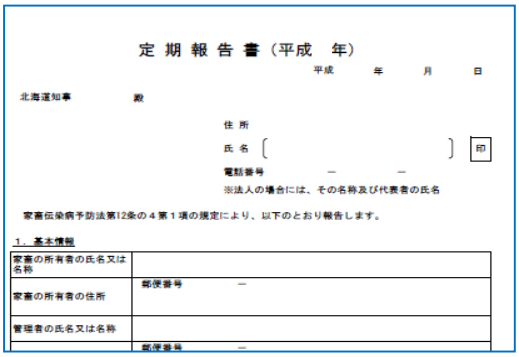

定 期 報 告 書（平成　年）

平成　　年　　月　　日

北海道知事　　殿

住 所

氏 名 〔　　〕 印

電話番号　　－　　－

※法人の場合には、その名称及び代表者の氏名

家畜伝染病予防法第12条の４第１項の規定により、以下のとおり報告します。

1．基本情報

家畜の所有者の氏名又は名称	
家畜の所有者の住所	郵便番号　　－
管理者の氏名又は名称	
	郵便番号　　－

＜対象家畜・報告期限＞

家畜（牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし）　毎年4月15日

家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）　毎年6月15日

なお、報告期限までに提出がなく、督促に応じない場合は、家畜伝染病予防法違反と見なされ、10万円以下の過料に処される可能性もあります。

ご不明な点がありましたら、各市町村または当所までお問い合わせください。

死亡牛の届出及びBSE検査について

BSE対策特別措置法において、48か月齢以上の牛が死亡した場合、当所への届出とBSE検査の受検が義務づけられています。しかし、平成29年次、死体が長期間放置され、腐敗によりBSE検査ができなかった例が２町村２戸13頭ありました。また、BSE検査室に搬入された際に、耳標が脱落していた例が117件ありました。

市町村別耳標脱落事例数(H29年次)

厚岸町	13
浜中町	21
標茶町	43
弟子屈町	10
鶴居村	16
白糠町	9
釧路市	5

◆ 飼養牛が死亡した場合は、速やかに獣医師の検案を依頼し、処理業者に回収を依頼しましょう。

（死亡獣畜を処理施設へ搬入する場合は獣医師の検案を受け、獣医師の発行した「死亡獣畜処理指示書」を提出しなければなりません。やむを得ず、回収までに時間がかかってしまう場合は、なるべく腐敗しないよう、直射日光のあたらない涼しい場所で保管してください。また、野生動物が近寄らない場所で保管してください）

◆ 必ず耳標を確認して「死亡牛処理整理票」を作成しましょう。また、個体識別番号、死亡年月日、生年月日は正確に記載しましょう。

（牛トレサビリティ法において、牛の管理者には「耳標の装着」と「各種届出」が義務づけられています。個体の取り間違え防止のためにも、耳標が脱落している牛を見つけた場合は、速やかに再装着してください。やむを得ず、耳標が脱落した死亡牛を処理施設へ搬入する場合は、スプレーで牛体に個体識別番号を記載する、登録証の写しを添付するなど、個体が確認できるようにしましょう。）

◎獣医師の皆様方へ　適切な届出をお願いします！

48か月齢以上の死亡牛について、当所への死亡獣畜処理指示書のFAXをもって届け出ていただいているところですが、届出事項の記載漏れ、記載間違いのないようご確認の上、速やかに届け出ていただけますようお願いします。

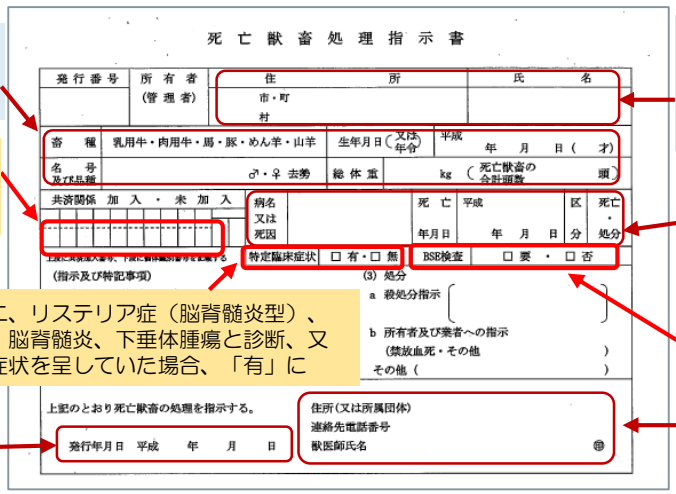

死亡した牛の性別及び月齢

個体識別番号も正確に！

ヒストフィルス・ソムニ、リステリア症（脳脊髄炎型）、大脳皮質壊死症、脳炎、脳脊髄炎、下垂体腫瘍と診断、又は疑った牛で中枢神経症状を呈していた場合、「有」に☑。

届出年月日

牛の死体の所有者の氏名及び住所
(牛の死体の所在場所)

牛が死亡した年月日及び死亡時の状態

「要」に☑！

届出者の氏名及び住所

薬剤耐性菌対策について

＜抗菌剤の慎重使用について＞

- わが国では、抗菌剤（いわゆる抗生物質のこと）は感染症の治療に用いる動物用医薬品としての他、成長促進目的の飼料添加物として使用されています。
- 抗菌剤を使うと、薬剤耐性菌（抗菌剤が効かない細菌）が増加することがあります。
- 薬剤耐性菌は、家畜の治療を困難にするだけでなく、畜産物を介するなどして人の感染症治療をも困難にすることが心配されています。
- そのため、私たち畜産関係者は、薬剤耐性菌について理解する必要があります。また、抗菌剤を用法どおりに「適正使用」することはもちろん、「慎重使用」について徹底する責任があります。

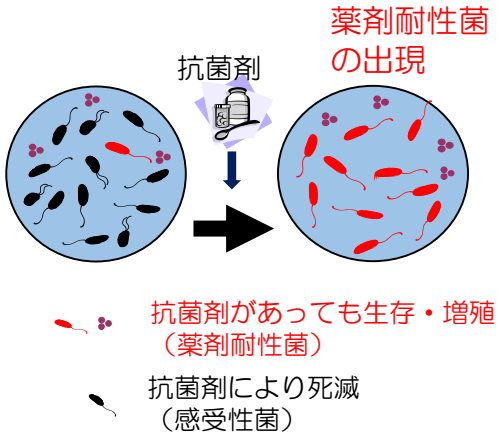

～農林水産省ホームページより一部改変～

抗菌剤の「慎重使用」とは：

① 飼養衛生管理の徹底やワクチンの利用で、感染症にかからないようにする。

② 抗菌剤は本当に必要な場合にのみ使う

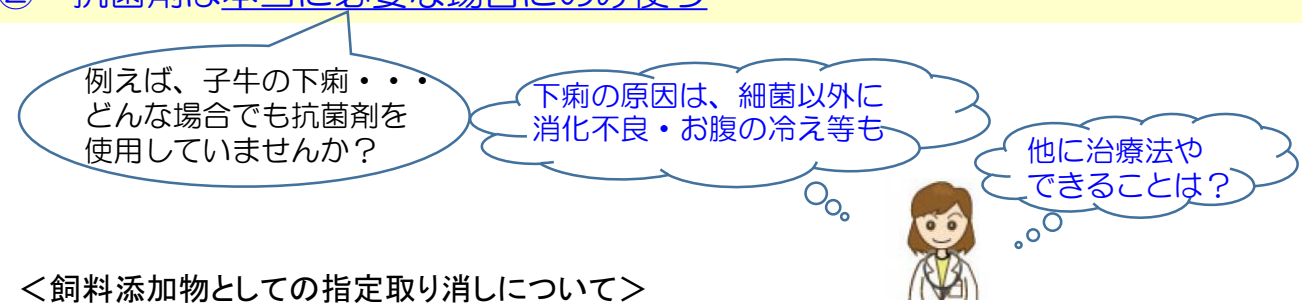

＜飼料添加物としての指定取り消しについて＞

- 農林水産省では、内閣府食品安全委員会で「人の健康に害を与える可能性がある」とリスク評価された抗菌剤について、審議の上、飼料添加物としての指定を取り消す指針を定めました（H29.3）
- コリスチンについては、リスク評価の結果を受け、飼料添加物としての指定が取り消され、使用禁止になります（平成30年予定）。　※動物用医薬品としては引き続き使用可能。

コリスチン：動物用医薬品（牛や豚の下痢症の治療）や飼料添加物（子豚や肉用鶏の配合飼料）に用いられている。人の医療では、多剤耐性緑膿菌由来感染症の治療に用いられるなど重要な抗菌剤。

薬剤耐性菌の問題に関して詳しく知りたい方は、農林水産省ホームページをご覧ください
http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/koukinzai.html

牛のサルモネラ症の発生状況について

- 平成29年次、釧路管内では３市町５戸で牛のサルモネラ症が発生しました。前年次に比べサルモネラ症の発生件数は減少しましたが、例年、確認されているサルモネラ・ティフィムリウム（届出伝染病）やサルモネラO4:i:－（ティフィムリウムの単相変異株）の他、管内では初めてサルモネラ・ニマ（O28:y:1,2）によるサルモネラ症が発生しましました。
- 管内では例年、冬季でもサルモネラ症が発生していることから、衛生管理を徹底し、サルモネラ症の発生に警戒してください。

平成28～29年次　牛のサルモネラ症発生状況（釧路管内）

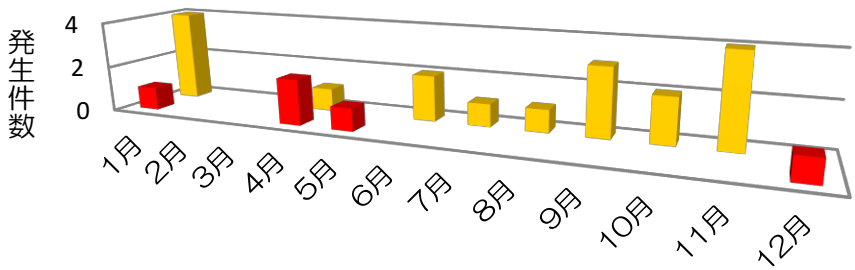

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
■H29	1			2	1							1
■H28	4			1		2	1	1	3	2	4	

＜サルモネラ症発生予防対策＞

- ✓　農場出入り口に石灰帯、牛舎には消毒踏み込み槽の設置
- ✓　飼槽やウォーターカップ、使用器具の定期的な消毒
- ✓　野生動物の侵入防止対策の徹底
- ✓　異常牛の早期発見・治療

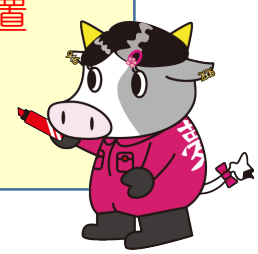

平成２９年度職員体制及び緊急連絡先

北海道釧路家畜保健衛生所　TEL:０１５４-５７-８７７５

休日、夜間、年末年始の閉庁期間中（12/29から1/3）の緊急連絡は釧路総合振興局へお願いします。
釧路総合振興局　TEL:０１５４-４３-９１００

所長　村上　晋一
次長　横田　高志

指導課	課長	横井　佳寿美		予防課	課長	室田　英晴	
	主査（薬事・安全）	欠員			主査（危機管理）	枝松　弘樹	
	指導専門員	髙木　裕子			専門員	成田　雅子	獣医師　福田　寛
	専門員	太田　瑞穂			専門員	末永　敬徳	獣医師　廣川　友弥
							獣医師　土井　友理子